

# 町村週報

(町村の購読料は会費  
の中に含まれております)

## 2558号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

金山三峰と菜の花(山形県金山町)



### 写真キャプション

山形県金山町は、切妻型の屋根と白壁の外壁からなる金山型住宅が並ぶ美しい町。行政と住民が一体となって「街並み景観づくり100年運動」に取り組む。詳しくは、8ページのフォーラムをご覧ください。

### もくじ

活	政	政	政	活
動	策	策	策	動
報	報	報	報	報
報	報	報	報	報

山本全国町村会長が総務大臣・地方六団体合会に出席	(2)
政策金融改革に関する緊急意見を政府・与党などに提出「地方六団体	(4)
歳出・歳入一体改革へ審議会等が一斉に提言	(5)
「森林セラピー基地」科学的に公認される	(7)
総務省地方公務員給与研究会が最終報告	(8)
景観にとけ込んだ暮らしづくり「山形県金山町	(10)
新任都道府県町村会長の略歴(高知県)	(14)
町政の原点	(15)
政策リーダー	(15)
愛媛県町村会長 松前町長 白石 勝也	(15)

この三月、タイ北部のチェンマイに住む木村茂君を訪ねた。彼は、かつて筆者のゼミで学び、卒論は北タイの村の生活誌だった。ラフ族の会話を発刊して朝日新聞の「ひと」欄に載ったこともある。その後大阪の私大の助教授になったがタイの農村への思い止まず、辞してタイでのNGO活動に参加、さらにチェンマイで2004年1月に、村人と共に森を守るNPO的団体、「Link」森と水と人をつなぐ会」を設立した。

### 閑話休題

## 北タイで森を語る

早稲田大学教授 宮口 侗迪

タイでは、組織的な盗伐を含む乱伐が余りにも森を荒廃させ、雨季の洪水と乾季の水不足が日常茶飯事となってきた。め、ようやく森林保護政策が導入された。そして、森林局が実際に森林を管理することが困難なことから、村人による森の管理と、再生可能な範囲での資源の利用を認める「共有林」を新たに認定することになった。

タイでも、山村の暮らしは、農地によるだけではなく背後の森の恵みによって成り立っていた。かつてのわが国の農山村が強力な地域社会として生き続けてきた背景には、背後に共有林(入会林野)の存在があったことを忘れてはならない。ここからは多彩な食材に加え、新や肥料(落葉)が得られた。今回訪れた村

も、住民の一〇年近い森林保護活動によって川に水が戻り、乾季の直後にもかわからず、水をたたえた堰を見ることのできた。

木村君たちは正確な地形図を手に入れ、等高線に合わせてボール紙を切り、上流域の大きな立体地図をつくることを提案した。これは共有林認定の申請に役立ったばかりではなく、この作業を通じて、民族が異なる集落が点在する上流域の住民の連携が生まれた。押し付けては無く、あくまで住民主体の活動を盛り立てているところがすばらしい。

今回は日本の農山村の写真を持参し、村の集会所で三二講義をするよう、木村君に頼まれている。日本では裏山がもともと共有林で、その森を守ってきたことが日本の農山村の暮らしを支えてきたこと、そして今、都市化が進む日本でもどんな農村再生の活動があるかについて、木村君の通訳で話したところ、大きなビルと工場しかない日本を思っていた村人たちが目を輝かして聞いてくれた。しかしチェンマイへ帰る三時間ほどの深夜の道中、闇に浮かぶ不気味な山火事の火の帯をいくつも見て、あらためてアジアの農村の再生の困難さを思い、そしてそれに貢献しようとする気高い日本人のいることを心底嬉しく思った。

## 活 動

竹中総務大臣(中央)



山本全国町村会長(左)



## 山本全国町村会長が 総務大臣・地方六団体会合に出席

全国町村会をはじめ地方六団体は、4月13日、「地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合」に参加、本会からは山本文男会長(福岡県添田町長)が出席した。

今回の会合には、歳出・歳入一体改革に関する地方六団体の考え方をまとめた文書「歳出・歳入一体改革等について」を提出、6月に予定される「基本方針2006」が地方六団体の主張を踏まえたものとなるよう求めた。

冒頭の挨拶の中で竹中平蔵総務大臣は、歳出歳入一体改革が山場を迎え、国、地方双方が全力を挙げて取り組みたいなどと述べた。

地方側を代表して挨拶に立った麻生渡全国知事会会長(福岡県知事)は、新年度に入り歳出歳入一体改革について具体的な議論が始まったが、地方財政への影響が大変大きいいため、実態に合わせ、地方側の要請を取り入れた形で議論して欲しいと述べた。

歳出・歳入一体改革については、4月7日の経済財政諮問会議で「中間とりまとめ」が示され、7つの「改革の基本原則」の中に、「国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現に向けて協力する」という項目が掲げられている。この点について麻生知事会会長は、経済財政諮問会議で直接、地方側の意見を聴く機会を設けてもらいたいと述べた。

また、三位一体の改革については、生活保護費の問題など残された課題があり、今後も協議を継続する必要があるなどと述べ議論の再開を求めた。

山本全国町村会会長からは、交付税のあり方について意見が述べられた。地方六団体が提出した文書は次のとおり。

### 歳出・歳入一体改革等 について

平成18年4月13日  
地方六団体

昨年11月の政府・与党合意にも明記されているとおり、地方分権に向けた改革に終わりは無い。我々地方六団体は、平成19年度以降も更なる改革を強力に推進するとともに、地方自治体が住民に対して責任を持って自立した行財政運営ができる地方分権型社会の構築に向け一層努力していく。

そのため、現在、地方六団体で設置した「新地方分権構想検討委員会」において、今後の地方分権のビジョンや地方分権を推進するために必要な権限、財源等について幅広く議論を行っているところである。

一方、経済財政諮問会議をはじめ様々な場で、歳出・歳入一体改革が議論されている。平成18年度までの改革の期間中、地方交付税

活 動

は大幅に削減され、地方公共団体は極めて厳しい財政運営を余儀なくされており、地方交付税制度の本質論を無視した地方交付税の削減は行うべきでない。

これまで地方六団体は、地方交付税をはじめ地方税財政改革に対する考え方を、この「総務大臣会合」をはじめ、「経済財政諮問会議」、「国と地方の協議の場」等で主張してきた。6月に決定される「基本方針2006」が、地方六団体の主張を十分踏まえたものとなるよう強く求めるものである。

本日は、主に現在議論されている歳出・歳入一体改革を中心に地方六団体の考え方を提示する。

1、歳出・歳入一体改革について

プライマリーバランスについて

・国と地方のプライマリーバランスを2011年までに改善する試算との関連において、地方交付税について一定の前提のもとではあるが、極めて厳しい指摘がなされている。地方交付税は単なる補助金とは異なり財源保障・財源調整機能を持っており、国と地方の役割分担の見直しや税源移譲等の前提もなく、地方交付税の改革が可能とすることは、一般の国民に対

して地方交付税が単なる補助金であるかのような誤解を与えることになり、適当でない。

・地方交付税の基準財政需要額の見直しは、国による義務付け等の見直しなしに削減の数値目標を設定すべきではなく、先ず国と地方の事務配分や税財源の見直しについて議論を行うべきである。

歳出・歳入一体改革に対する提案

・地方の歳出は、国が法令等によりその実施を義務付けたり、配置基準を設定しているもの、あるいは国庫補助負担金に合わせて支出するものなど、その7割は国が関与する経費で占められている。

・残り3割については、地方はこれまで国を上回るペースで削減してきており、今後も集中改革プラン等に基づいて削減に努める。

・さらなる歳出削減を行うのであるならば、国の関与する7割の部分について削減努力を行うべきである。

・国・地方を通じた歳出削減を行うためには、「国から地方へ」の構造改革を進め、地方に権限と財源を移す「地方分権改革」を推進することである。

・今後は、国と地方の役割分担を明確にし、国の過剰な関与の撤

廃、国庫補助負担金の削減、地方支分部局の再編・統合により、国と地方の二重行政を排除すべきである。

2、地方交付税の不交付団体数の増について

・不交付団体数を増やすために配分を変えるとの議論や地方団体の50%位を不交付団体にするなどとの議論があるが、不交付団体の増やすことは国による義務付けの見直し及び大幅な税源移譲が実現されることによって、初めて可能となるものである。

3、歳出・歳入一体改革についての地方意見の反映について

経済財政諮問会議で、歳出・歳入一体改革について地方が意見を述べる機会を設け、「基本方針2006」に地方意見を反映し、あわせて今後の地方分権改革を積極的に打ち出していたくよう要請する。

4、公営企業金融公庫改革について

今通常国会に政策金融改革を含む「行政改革推進法案」が提出さ

れ、その中で公営企業金融公庫については、平成20年度において廃止。地方公共団体のための資金調達を同公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させる。移行の後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずる。」とされている。

廃止にあたっては、上・下水道交通、病院をはじめとする住民生活に欠かせない公共施設の整備のためこれまで公営企業金融公庫が果たしてきた役割・機能を踏まえ、次の内容を実現すべきである。

民間金融機関(貸付期間10年以下の資金中心)が供給困難な長期・低利の資金(下水道、交通、病院では28年、平均25年)を供給する機能は引き続き必要。

市場の信認を得て、長期・低利の資金を安定的に調達可能とするため、公営企業金融公庫の資産(債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等)を全額承継することが必要。

上記の機能を担うためには、地方団体により構成される公法人等新たな組織が必要。また、これらを可能とするため、新たな法的枠組みが必要。

## 地方六団体

政策金融改革に関する緊急意見を  
政府・与党などに提出

全国町村会をはじめ地方六団体は、4月12日「政策金融改革に関する緊急意見」をまとめ、政府、与党（自民党）幹部らに面談、提出した。

本会からは山本文男会長（福岡県添田町長）が参加し、久間章生自民党総務会長、武部勤幹事長と面談した。

今回、まとめた緊急意見は、平成20年度に廃止するとされている公営企業金融公庫が持つ、長期かつ低利な資金調達が廃止後も安定的に可能となる仕組みの確保や、現在の公庫の財政基盤を新たな組織に承継させることなどを内容としている。緊急意見は次のとおり。

## 政策金融改革に関する緊急意見

3月10日、「行政改革推進法案」が閣議決定され、国会に提出された。この法案では、公営企業金融公庫は、『平成二十年度において、廃止するもの』とされ、地方公共団体のための資金調達を同公庫により行う仕組みは、『資本市場からの資金調達



久間自民党総務会長（右）・山本会長（左から2人目）

その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させる』とされた。また、政府は、『移行の後の仕組みのために必要な財政基盤を確保するための措置を講ずる』としている。地方公共団体向けの財政融資資金については、新しい仕組みへの『移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減する』とされている。



武部自民党幹事長（右）・山本会長（左）

これまで、公営企業金融公庫は、上・下水道、交通、病院をはじめとする住民生活に欠かせない公共施設の整備を行う地方公共団体のため、その共同債券発行機能により、長期、低利の資金の安定的な供給を通じて、公共料金の抑制や地方財政の負担軽減に大きく寄与してきた。また、公営競技納付金制度を通じた公営競技の収益が、貸付利率の引き下げに大いに貢献してきたところである。

現在、公営企業金融公庫が廃止された後のこれらの機能を果たす新たな組織がどのようなものになるのか、具体的に未だ示されていない。このため、今後の資金調達のあり方等について多くの地方公共団体が非常に不安を感じている。

よって、国は、今後、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、以下の内容を實現するよう強く要請する。

## 記

1、住民生活に欠かせない上・下水道、交通、病院をはじめとする公共施設整備が円滑に実施できるよう、長期・低利の資金を安定的に供給する共同債券発行機能を引き続き確保すること。

2、上記の機能を十分に果たすため、必要な財政基盤を確保できるよう、現在の公庫の財務基盤（債券借換損失引当金、公営企業健全化基金等）については、新たな組織に確実に承継させること。

3、これらを可能とするため、新たな法的枠組みを構築すること。

## 政 策

## ▼歳出・歳入一体改革へ審議会等が一斉に提言▲

## 総額削減など交付税改革が焦点に

政府が6月にもまとめる「歳出・歳入一体改革の選択肢・工程表」をめぐり、動きが活発化してきた。経済財政諮問会議は7日、「歳出・歳入一体改革」中間とりまとめを了承した。「2010年代初頭の基礎的財政収支黒字化」に向けて、「改革の7原則」を示したが、その前提となる財源不足額をめぐり政府・自民党内には依然大きなギャップがあり、6月の「選択肢」にどこまで具体的な歳出削減・増税の数値目安を示せるのか、なお不透明な状態だ。そんな中、財務省の財政制度等審議会や総務省の地方分権21世紀ビジョン懇談会、地方六団体の新地方分権構想検討委員会、さらに自民党の財政改革研究会が、「一体改革」に向けて精力的に検討を進めている。その焦点は、いずれも歳出削減では地方財政・地方交付税と社会保障の削減、歳入では消費税の増税だ。そして、5月には一斉に各審議会等の報告・提言等が出揃う。

昨年暮れ、三位一体改革が決着した。地方六団体は引き続き「第2期改革」に取り組む意気込みだが、政府は、早くも三位一体改革は「卒業」し、「歳出・歳入改革の選択肢」の作成に移っている。閣議決定された「骨太方針」(昨年6月)と「中期展望」(今年1月)では「2010年代初頭に国・地方

合わせた基礎的財政収支の黒字化」のため「一体改革」の選択肢と工程表を今年6月頃を目途に策定するとの方針を盛り込んだ。これまでの骨太方針が課題に挙げられてきた「重点強化期間」(06年度まで)のデフレ脱却にメドがついたため、いよいよ国・地方を合わせた巨額な財政赤字の解消に向けた財政再建に本格的に取り組むことにしたものだ。このため、今回の財

政再建は、これまでの「歳出削減」一本槍から、「歳入改革」すなわち消費税率引上げなど増税をも視野に入れた「歳出と歳入」を「一体」で検討するのが特徴だ。

## 「歳出削減」策が中心に

4月7日の経済財政諮問会議(議長・小泉純一郎首相)で了承さ

れた「歳出・歳入一体改革」中間とりまとめは、「改革の時間軸」を小泉改革の第1期(01～06年)と財政収支を黒字化する第2期(07～11年)、債務残高GDP比を引き下げる第3期(10～10年代半ば)に分け、一貫性をもって財政健全化を進めるとした。その上で、「改革の基本原則」として、徹底した政府のスリム化で国民負担増

を最小化 優先度を明確化し聖域なく歳出削減 国・地方間のバランスのとれた財政再建の実現 将来世代に負担を先送りしない社会保障制度の確立・などの7原則を挙げた。うち、国・地方関係では、「国と地方それぞれ財政健全化目標を策定し、国と地方の相互理解の下でその実現に向け協力する」とした上で、具体的な改革努力の対象に、歳出の大胆な削減 基準財政需要額の見直し、不交付団体数の増加など交付税制度改革の加速・を明記。併せて、国と地方の事務配分・税源配分・補助金改革の見直しと重複行政の排除も進めるとした。

なお、財政収支黒字化に必要な財源不足額をめぐり政府内では六兆円（竹中平蔵総務相）から二〇兆円（財務省・内閣府）まで大きなギャップがあり、具体的な歳出削減・増税の議論に入れない状況が続いている。また、3月29日の諮問会議では、不交付団体の増加をめぐり民間議員が「不交付団体50%」を提案。竹中総務相は「団体数50%には38兆円の税源移譲が必要だ」と牽制したが、小泉首相は「本来あるべき姿は半々だ」と述べるなど、「団体数」に強い関心を示した。

### 目玉は破綻法制

一方、竹中総務相の私的懇談会・地方分権21世紀ビジョン懇談会（座長・大田弘子政策研究大学院大学教授）は4月28日にも「10年先の地方分権ビジョン」の中間報告をまとめる。目玉は、地方の自由度拡大と責任明確化をキーワードにした交付税改革と破綻法制だ。4月14日の懇談会では、破綻法制について「民主主義と市場原理」を柱に、第三者機関（都道府県単位）が早期は正措置やシグナルとなる財政情報共有などの機能を担い 改善しない場合は裁判所が再生手続きを開始・する制度が提案された。地方側の反発を考慮してか、第三者機関は直接執行機関としない考えだ。また、交付税改革では、算定方法を人口と面積による配分など簡素な新交付税算定方式へ移行 普通交付税の機能を財政調整に変革・する。ただし、離島などには特別交付税で対応するとの改革案が提案された。

同中間報告は、「10年後のビッグピクチャー」であり、懇談会では、これを踏まえて、「一体改革」に向けた対応策を早急に検討、5月下旬にも報告をまとめる。うち、交付

税改革は諮問会議の民間議員も務める本間正明大阪大学大学院教授が中心に検討する。税源配分を事務配分に合わせて「国4・地方6」とする方針では地方側の意向と同一だが、同氏は、14日の懇談会に「国・地方合わせたプライマリー収支の均衡、債務残高削減に向けて、地方財政計画の歳出規模の対GDP比を低下させる」との方針を示した。最終報告では、これまでの「骨太方針」に盛り込まれた交付税改革と地方財政規模の圧縮が前面に出てくるものとみられる。

### 六団体の委員会も中間報告

これに対し、地方六団体が設置した新地方分権構想検討委員会（委員長・神野直彦東大大学院教授）は4月17日、中間報告の素案を大筋了承した。三位一体改革の第二期改革に向けて「分権社会のビジョン」を1年かけて検討するが、「一体改革」の動きに対応、5月上旬にも中間報告をまとめる。同素案は、地方交付税を「地方共有税」に変更するとともに、地方の財源不足を国が面倒をみる特例加算の廃止など自治体財政の「自立」を宣言。また、補助金改革では負担率引下げなどを阻止するため「総件数の半分を廃止」すべき

だとした。税源移譲では、消費税と地方消費税を半々とするほか、所得税から住民税への税源移譲3%上乘せなどで、当面、国と地方の税源配分を「5対5」とするよう提言した。併せて、内政の政策立案に地方代表が参画する「地方行財政会議」の設置も提言。同会議で地方財政計画や交付税総額を決定する。これら第二期分権改革に向けて、「新地方分権推進法」の制定も求めた。

### その他「一体改革」に向けた動き

一方、財務省でも、財政制度等審議会（会長・西室泰三東京証券取引所会長）と税制調査会（会長・石弘光一橋大学名誉教授）を早期にスタートさせた。「一体改革」に向けて、歳出削減と歳入のあり方を共同で審議している。なお、地方財政改革を審議した3月6日の財政審では、土居丈朗慶応大学助教授から意見聴取した。同氏は、その中で、交付税総額を「今後5年間で6兆円削減」するよう提案するとともに、税収格差が2倍あれば税率も2倍にすべく、税収格差論はナンセンス 住民には移動の自由があり、地方財政に公平性は重要ではない、などと指摘

## 政 策



森林がもつ癒し効果を活用する「森林セラピー基地」がこのほど、全国6箇所公表されました。林野庁、国土緑化推進機構、日本ウエルネス協会が認定したもので、昨年来、全

## 「森林セラピー基地」 科学的に公認される

した。これを受けて、西室会長は会后記者会見で「地方交付税の抑制が大きな課題となる」との持論を改めて強調した。ちなみに、土居助教教授は、与謝野馨経済財政担当相が諮問会議での「一体改革」のたたき台づくりのため昨年暮れに発足させた「一体改革タスクフォース」の「地方財政・交付税ワーキンググループ」のメンバーでもある。

そんな中、自民党は4月13日「歳出改革に関するプロジェクトチーム」(座長・中川秀直政調会長)を発足させた。小泉首相が先月、中川政調会長に党主導で具体的な「歳出削減方針」をまとめるよう指示したことを受けたもの。同P.T.の下に設けた「地方財政」(今井宏主査)、「社会保障」(坂本剛二主査)、「公共事業」(市川一朗主査)など5分野の「政策ユニット」が

14日から具体策の検討を開始。5月中に各分野ごとの歳出削減策を策定し、党財政改革研究会が同月末をめどにまとめる最終報告に盛り込む。

### 「歳出削減」の中の地財確保に

三位一体改革では、04年度の交付税12%削減の苦い経験から05、06年度は「地方一般財源の総額確

保」が「約束」され、それは実現した。しかし、07年度からスタートする「一体改革」は、国・地方を合わせた長期的な財政再建に道筋をつけるのが目的。当然、消費税アップの前に徹底した歳出削減は避けられない。このため、上記した各審議会等が5月中にまとめる報告等も「歳出・歳入一体改革」のうち「歳出削減」を前面に打ち出したものとなる。しかも、その中心は、予算総額に占める割合から地方財政と社会保障が中心とならざるをえない。

地方六団体の新地方分権構想検討委員会の「素案」は、国・地方の財政再建の必要性を強調した上で、国の過剰関与・義務付け廃止さらなる補助金廃止・地方行革の推進、などを先に行うよう提言。「地方交付税は目標を設けて削減することはなじまない」と、「総額による交付税削減」を牽制した。しかし、長期的な財政再建のための歳出削減という基調の中、

地方側は「地方一般財源の総額確保」という要望すら出しにくい環境になりつつある。地方六団体は、今後、この厳しい前提の中で、いかに必要な地方財源を確保するのかという極めてむずかしい選択を迫られることになりそうだ。

国10箇所が独立法人・森林総合研究所が生理実験を進めていました。第一期の基地として認定されたのは、山形県小国町、長野県上松町、同信濃町、同飯山市、山口市、宮崎県日之影町の6箇所。また、セラピーロードの認定を受けたのは、岩手県岩泉町、長野県南箕輪村、同佐久市、高知県津野町の4箇所です。癒し効果は、男子大学生12人の森林を実際歩いてもらい、唾液中のストレスホルモンや交感、副交感神経の働き、血圧、脈拍が都会にいる場合と比べてどう変化するかを検証したものです。森林セラピー基地は、統一的なコンセプトでかたちづけられ、特別な

霧囲気をもつ空間で、統一デザインによるサインやビクトグラムが配備されます。また、森林セラピーマネージャーが全体の管理を担うこととなります。今後、6つのセラピー基地と4つのセラピーロードでは、森林セラピーにふさわしい療法メニューが用意され、また周辺環境も整えられ、来春一斉のグランドオープンをめざします。それまでの一年間は体験モニターによる試行など、準備期間にあてます。重要視していることは、「森林セラピー基地」を一つのブランドと位置づけていることです。このため、自主的な規制(self-regulation)を設けたり、必要なトレーニングを経るなどして、上質化をめざしていくこととしています。18年度はこれらにつづく15自治体等で生理実験が行われる予定です。(詳しくは<http://forest-therapy.jp/>)

(自治日報社記者 井田正夫)

## 総務省地方公務員給与 研究会が最終報告

# 給与水準面は「国公準拠」改め地域の民間給与重視へ

総務省の「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」（座長・塩野宏東大名誉教授）は3月27日、地方公務員の給与に地域の民間給与を的確に反映させるための提言（報告書）をまとめた。住民らの「民間給与に比べて高い」などの批判を踏まえ、給与決定における国家公務員に準拠する（「国公準拠」）考え方を「刷新」し、給与の「水準」面は地域の民間給与を重視するよう提言。また、人事委員会を設置していない市町村には、民間給与が反映された都道府県の給料表を参考に給料表を整備するよう求めるとともに、市町村長の求めで都道府県人事委員会が情報提供する仕組みの創設も提言した。同省はこれを受け、来年の通常国会に向けて地方公務員法の改正を検討する。

同研究会は、2004年10月から、民間給与の反映や分権時代への対応などを目的に、給与決定の考え方や人事委機能の強化、給与構造の見直しなどを検討。昨年3月に「中間整理」を、同8月に「給与構造見直しの基本的方向性」をまとめている。

計費、国、自治体職員、民間事業従事者の給与等を考慮し定めなければならない（「均衡の原則」）とされ、これは「国公準拠」で実現されると解されてきた。

報告書はこれについて、「国公準拠」が地方公務員給与の画一的な高止まりの背景との指摘もあるとし、給与決定の考え方を再検討する必要があると指摘。「均衡の原則」の適用を給与制度面と給与水準面で切り分け、制度面は従来どおり国家公務員の制度を基本的にする一方、水準面は地域の民間給与をより重視すべきと提言した。

具体的には、給料表の構造は国の俸給表構造を基本にし、各号給の額に地域の民間給与水準を反映する一定の調整を行う措置を求めたが、民間給与が著しく高い地域は国家公務員を目安とすべきとした。

また報告は、人事委を設置していない自治体について、給与決定の考え方から言えば、団体内の民間事業従事者の給与を調査することが理想としながらも、事業所の偏在や物理的・人的負担などから「現実的ではない」と指摘。このため、都道府県で地域の民間給与を反映した公民較差算定や給料表等

の明示などの改革が行われることを前提に、これを参考に給料表を整備するよう提言した。

さらに、これに加え、市町村長が民間給与の状況を一定程度考慮できるよう、市町村長の求めに応じて、都道府県人事委が県内の民間給与データなどを提供する制度を設けることも提言した。

一方、人事委の機能強化関係では、勧告する上での民間給与実態調査について、これまで企業規模100人以上だった対象企業を、少なくとも地域の民間事業従事者の過半数をカバーするよう範囲拡大（規模要件引下げ）を提言。同省は企業規模50人以上を想定している。

また、公民較差の算定方法を改善するため、適正な役職の対応関係など比較方法の留意点を国が示すよう要請。さらに、説明責任の徹底のため、調査方法の事前公表や、調査結果の公表の制度化などを提言するとともに、適正な給与制度・運用の監視強化のため、級別定数の管理機能を制度上明確化することなども要請した。このほか、体制強化のため、人材育成の共同研修や、調査データの相互利

用、モデル給料表等の作成なども提言した。

報告はこのほか、これらの改革を進めるための「参考指標」として、給与構造改革で創設された「地域手当」も含めて地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する「地域手当補正後ラス・パイレース指数」（仮称）を提案。また、給与制度や運用を住民が評価・検証できるための基本的な指針（ガイドライン）の整備も検討を求めた。

このほか、給与構造改革にも取り組むよう改めて求めている。

「地方公務員の給与のあり方に関する研究会」報告書の要点

1 地方公務員の給与・制度と現状

「情勢適応の原則」のもと、「職務給の原則」、「均衡の原則」、「条例主義」の3原則。

均衡の原則は国家公務員の給与に準ずることにより実現。

都道府県や一般市町村の多くが国の俸給表を使用。全地方公共団

体平均のラスパイレース指数98・0。

第2558号 (第三種郵便物認可) 町 村 週 報



政 策

2、検討すべき課題

給与決定の考え方

職務給の原則が不徹底であり、年功的な運用実態等になってきていることが、能力・成果を重視する民間給与との乖離を生む一因となっている可能性。

均衡の原則は、国公準拠により実現されると解されてきたが、地方公務員給与が画一的に高止まる傾向の背景となっているとの指摘

給与構造

年功的で勤務実績の反映がされにくいという課題。民間の賃金体系の見直しなどの情勢変化を踏まえ、職務給の原則が的確に実現されることが求められる。

地方公務員給与の地域間格差を分析すると、民間給与と比べ画一的な傾向。

人事委員会の機能

人事委員会の勧告は画一的な傾向。

一部の人事委員会では、具体的な給料表の勧告を行わない等、説明責任の徹底が不十分。

民間給与の調査方法では、実地調査を行う事業所のサンプル数、企業の範囲（現行…企業規模100人以上かつ事業所規模50人以上）についての問題、民間企業の

雇用形態の変化等を踏まえた見直しが必要、などの課題がある。

3、改革の方向

給与決定の考え方

職務給の原則は、改めてその徹底が必要。

均衡の原則は、考慮事項（生計費、国の職員の給与、他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情）は妥当だが、具体的適用は給与制度面、水準面を分けて対応。従来の国公準拠の考え方を刷新。

（給与と制度）

・公務としての類似性を重視して均衡原則を適用し、国家公務員の給与と制度を基本とする。

（給与と水準）

・地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用。

公務員の職務に類似した民間従事者の給与を考慮することが合理的。

給与構造の改革

給料表の構造、勤務実績の反映については、職務重視への給料表構造の転換、勤務実績の確な反映、地域民間給与の反映など、国家公務員の給与構造の改革の取組みを参考に速やかに実施。

地域民間給与の反映方針について、国家公務員給与の取組みを参

考に給与水準の見直しを行う。

人事委員会機能の発揮と強化

現行制度上の機能の発揮とともに、必要な機能は、制度整備も含め強化。

勧告内容の充実と説明責任の徹底

公民較差の算定方法等の改善  
民間給与の調査方法等の見直し  
適正な給与と制度・運用に対する監視・管理権能の明確化

人事委員会相互が連携し、民間給与の調査データの相互利用、モデル給料表の作成などに必要な体制を構築。

人事委員会を設置していない地方公共団体の対応

都道府県の給与を参考に給料表を整備することで間接的に地域民間給与を反映。市町村長の求めにより、都道府県人事委員会より情報提供できるような仕組みを整備。

共同研修の実施等、都道府県・市町村の人事行政当局相互間の連携強化が重要。

改革を推進するための参考指標等

地域手当を含めた給与水準を一体的に評価する指数（仮称…地域手当補正後ラスパイレス指数）を考案。

住民等が合理的な給与と制度、運

用等について評価・検証できるようなガイドラインの整備。

4、具体的取組みに向けて

給与構造の抜本改革の推進

・年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた給料表構造への転換、勤務実績の給与への反映  
地域民間給与水準のよりの確な反映等に向けた抜本的な給与構造の改革を着実に推進することも、改革の趣旨に沿った運用を徹底する必要。

人事委員会の機能発揮、説明責任の徹底、体制強化への取組み

・公民較差の算定方法の改善（ガイドラインの通知）、具体的な給料表の明示、勧告の根拠となった資料の公表等、勧告内容の充実に取り組む必要。

・民間給与の調査方法の見直し  
・人事委員会の専門能力の向上と体制整備等

より地方分権時代にふさわしい給与決定システムの整備

・国公準拠の考え方の刷新、民間給与の調査方法の事前公表や資料公表、級別定数管理等の制度整備に取り組む必要。

・人事委員会の機能強化に対応した連携体制の整備、市町村の給与決定に関する規定整備。

現地レポート

・平成17年度地域づくり総務大臣表彰「地域振興部門」

# 景観にとけ込んだ暮らしづくり 杉から波及する1000年計画の実践

## ロマンが町づくりの原動力

「険しい尾根を越えて、非常に美しい風変わりな盆地に入った。その麓に金山の町がある。ロマンチックな雰囲気のある場所である。私は正午にはもう着いたのであるが、1日か2日ここに滞在しようと思いつく。」

明治11年(1878年)、イギリスの女性旅行家イザベラ・バード(英国地理学会特別会員)が、単身、日本の奥地(東北・北海道)を幾多の苦難を経ながら旅を続ける途中に金山を訪れ、その自然の美しさに感動し、人情の温かさにふれ、安息の日々を当地で過ごした時の紀行文の一節です。  
町を紹介する際のシンボリック表現、或いは、後述する「街並み景観条例」の前文にも引用されているほど、わが町における「まちづくり」の原動力が、この一文に表現されていると言っても過言で



はありません。

## 杉と家並みの風景

わが町は、山形県の東北部に位置し、北と西は真室川町、東は秋田県湯沢市、南は新庄市に接する面積161.79km<sup>2</sup>、人口約7、100人の町です。

奥羽山系をなす栗駒国立公園など、四季折々の美しさに富んだ山々に囲まれ、また、町を流れる最上川水系の金山川など三つの河川すべてがこれらを源流とし、豊かで清い水に恵まれた自然あふれる町でもあります。



金山型住宅(川崎)



大堰

山形県

かねやままち  
金山町

## フォーラム



金山大工(建築)



金山大工(刻み)

また、ロマンチックな雰囲気のある場所として、当時、彼女が観た「杉の林」と「黒ずんだ木組に白壁の家」が自然と調和し立ち並ぶ風景は永い年月を経た現在も変わらず、新たな家並みや、人工林としては日本一といわれる樹齢250年を越す杉の美林も点在し、「金山杉」として名高い太径木の産地でもあります。

## 大きな家族・一つの自治国

初の情報公開制度である「公文書公開条例」は、国の法律制定時に、地方自治体における先行モデルとしての役割を果たし、「街並

み景観条例」も、景観の保持と創造、地域産業の活性化と優れた建築大工の技術向上を目的とする住宅建築コンクールとあわせて、景観法制定にも影響を与えたと密かに自負しております。これらは、全て町民の勇気と努力、住民自治の意識の高さによるものと捉え、町(行政)は、引き続き「透明度の高い行政」「街並み(景観)づくり100年運動」などに取り組みながら、さらに努力することが責務であると考えています。

わが町は、大正14年1月1日(1925年)に町制を施行して以来、一度も合併することなく「大きな家族、一つの自治国」という意識で、今日までオンリーワンの町づくりを進めてきました。市町村合併が喫緊の課題となった際にも、民意と試案をもとに、当面は合併を選ばずに「小さくてもキラリと輝く町づくり」を探究する道を選択しました。

昭和49年(1974年)に策定した第1次基本構想の「美しい自然 清い心の町 金山」を恒久のテーマとし、行政と住民による「自治」で、住んで良かった、住みたいと感じられ、新たな交流が誕生するような積極果敢なまちづくりを進めています。

## 施策に力強い縁が後押し

金山町公文書公開条例は、前述のとおり昭和57年4月1日に施行した制度で、24年の月日が経過しました。特徴は、「町の主役であり、また、納税者でもある住民に行政(まちづくり)に積極的に参画していただく」ということであり、本文わずか11条からなる極めて分かりやすいものです。

言わば、行政主導で制定された条例ですが、行政を監視するスタンスではなく、あくまでも住民の理解と共感が得られる行政(まちづくり)を目指すことが基本です。実は、条例が誕生する(ことに、力強い「縁」と申しますか、後押しがありました。前町長で、現在は参議院議員の岸 宏一氏の大学時代の友人、田岡俊次さんのアドバイスが条例制定に向けた検討を開始させたのです。

今になって考えますと、国の法律制定に拍車をかけるなどとは微塵にも思わなかったものの、わが町にとっては画期的な施策であり、その当時は全くゼロからのスタートに取り組んだ訳です。朝日新聞にお勤めであった田岡さん等は、記者クラブで「様々な不正事件などを減らすにはどうすればい

## フォーラム

いか。議論を重ねたとお聞きしています。

席上、田岡さんが欧米の情報公開を話題にしたのが編集長に伝わった後に、当時の日本で、情報公開制度を実現できる自治体はないものか探されたところ、ピンときたのが金山町であつたらしいのです。

前町長は、「情報の公開は大変良いこと。うちの町は隠し事は何も無いから、ぜひ資料を送ってほしい。」と即断したのが、昭和55年でありました。

約1年9ヶ月後、「町は保有する情報を提供し、それで住民の方々が行政を知り、共にまちづくりを進める、まちづくりに参加し



金山型住宅(やまに)



金山杉(金山木材)

てもらおう。」という条例が誕生し、小さな町の大きな試みとして「先駆的な施策」が全国の注目を浴びたのも事実であり、正しく、町づくりの主役である住民の方々の取り組みは町にとっては大きな誇りとなっています。

しかし、この制度を使わないと情報を提供できない訳ではありません。言わずもがな、行政サービスの中で情報の提供が大事であり、そういう前向きな姿勢にたつてこそ説明責任が果たせ、当然のように、情報の開示件数の少なさに繋がるものと確信しています。

昨年度未までの申請・公開件数は、情報公開度ランキング調査のために条例を適用せざるを得なかった内容を除けば33件。数の多

少には議論が分かれると思います。が、あくまでも制度の視点が「まちづくり」にあるということは大事に考えています。

## 産業全体に波及する景観事業

昭和61年4月1日に施行した金山町街並み景観条例は、切妻型の黒または焦げ茶色の屋根と杉の下見板張り・白壁の外壁(金山型住宅)という基準を満たしていれば、最高で50万円(平成8年度までは30万円)を助成金として交付するもの。制定から20年間で、住宅に関して言えば34%が金山型住宅になり、屋根の色彩変更は68%のになりました。

特に平成9年度から増加したのは、制度のPR効果と平成14年に天皇・皇后両陛下をお迎えして開催された「第53回全国植樹祭」によって弾みがつき急増したものと考えています。

これまでの対象件数1、085件、助成金累計額1億8、775万3千円。特筆すべきは、条例の対象となった事業費が81億9、838万6千円にもなり、平成18年度一般会計の2・65倍にあたることです。この効果は、町の産業全体からみても「街並み景観づくり100年運動」が着実に進んでい

ることを顕著に表しています。

この1月に「地域づくり総務大臣表彰・地域振興部門」を受賞されましたのも、まちづくりの主役である住民の方々の理解があつてこそ頂けたものであり、わが町風に申し上げれば、住民の方々と一緒に町づくりを進めてきたことに誤りがなかったということです。

以前、毎日新聞社から「毎日・地方自治大賞・最優秀賞」を受賞したのも、これまでの日本の行政にはなかったヨーロッパ型発想と、雄大なネットワーク、一世紀をかけ金山町の自然や風景に調和した街並みを造り上げようという構想が受賞の理由であり、完成までには莫大な時間を必要とするものであります。

当然のように、私達はその日を迎えられませんが、必ずやこの町に住む子孫には、その日が来るであろうし、また、しっかりと観ていただきたいと思っています。

この施策に全国からたくさんの視察をいただいておりますが、散策コースにある、大堰(おおぜき)の改修をおこなった昭和50年代始め頃、農業用水に「三面石張りの水路がなぜ必要なのか。」と随分と国を困惑させたことがよく話に上ります。

しかし、今では水に親しむとが

フォーラム

水と安らぐ施設の整備としてモデル的な存在となり、町を訪れてくださる方々からも共鳴を受けるほど、町（行政）は果たすべき役割と考え方に責任を持ち、それらに住民の方々から理解を得た上で、きちんと成果を生むことが大事であることを示唆しているのではないのでしょうか。

現実（いま）をしつかり見極めるとともに将来（みらい）を見据

第13回『都市問題』公開講座

参加者募集

『都市問題』公開講座は（財）東京市政調査会の発行する月刊誌『都市問題』の特集などから時宜に適ったテーマを選び開催しています。

第13回は次のような内容により、開催いたします。多数の方々のご参加をお待ちしております。

1、テーマ

「ローカル・マニフェストは自治体政治を変えるか」

2、日時

平成18年6月3日（土）

13：30～16：30

3、場所

日本プレスセンター 10階ホール  
〒100-0011

東京都千代田区内幸町2-2-1

4、プログラム

基調講演

石田芳弘氏（犬山市長、ローカル・マニフェスト推進首長連盟共同代表）

（ローカル・マニフェスト推進首長連盟共同代表）

え、進むべき道を誤りなく判断することをまちづくりの原点と考えながら、これまで取り組んだ様々な施策を土台にさらにステップアップを図りたい。自律するために、住民と行政が「自治」を共生し、互いに切磋琢磨する、それが金山町にとつて最も大切なことだと考えてこれからもチャレンジしていきたいと考えています。

（金山町長 松田 貢）

パネルディスカッション

・パネリスト

相澤弥一郎氏（日本青年会議所 国

民主権確立特別委員会委員長）

逢坂誠二氏（衆議院議員、前北海道

二セコ町長）

長谷川朝恵氏（ながわローカル・マニフェスト推進ネットワーク副代表）

前田和敬氏（社会経済生産性本部 政

治改革推進部長、21世紀臨調事務局長）

・コーディネーター

新藤宗幸氏（千葉大学教授）

5、参加費

無料

6、参加申込み

東京市政調査会ホームページからお申し込み下さい。

<http://www.tim.or.jp>

7、申込期限

平成18年5月26日（金）

満席となりしだい締切らせていただきますので、お早めにお申込みください。

お問合せ

東京市政調査会 研究室

電話 03・3591・1266

03・3591・1266

# 21世紀の火葬炉

発明協会賞受賞

科学技術庁長官賞受賞



富士建設工業(株)

本社：新潟市

静岡県 新居町斎場 やすらぎ苑

☎(代表) 025 (255) 4161

情 報

市町村防災研修の募集について

消防科学総合センターは、平成18年度から全国の市町村長及び市町村職員、一般住民等を対象として、実践的な災害対応に関する知識、ノウハウ、スキルを修得でき、このことにより市町村の防災力の一層の向上を図れるよう、全国各地でも、いつでも参加できる多彩な市町村防災研修事業を実施します。

Table with 3 columns: 研修コース名, 研修内容, 対象・方法. It lists 7 different disaster training courses with details on topics like disaster response, evacuation, and fire safety.

【申し込み方法】各都道府県消防防災主管部局を通じ、5月31日(水)まで応募照会中。担当窓口：(財)消防科学総合センター 防災研修センター研修班(伊藤・黒田) 〒181-0005 東京都三鷹市中原3-14-1 Tel 0422-49-1113 Fax 0422-46-9940

新任都道府県町村会長の略歴

高知県町村会は2月20日の定期総会で次のとおり会長を選出した。(2月20日就任)

高知県町村会長 高岡郡津野町長

明神 健夫 (みよしん たけお)

昭和24年2月22日生

【住所】高知県高岡郡津野町北川4937番地

【町村長に当選するまでの経歴】昭和43年兵庫県須磨警察署 46年兵庫

県警察本部警備部特別機動隊 47年 東津野村吏員 平成2年東津野村長 17年津野町長



【町村長としての当選回数】5回

【町村会関係の経歴】平成11年県町村会政調委員 15年県町村会副会長

【主な業績】国道197号線布施ケ

【趣味】山歩き

【家族】妻、長女、両親

坂道路開通 企業誘致「東津野精工(株)」、四万十の源水トサカン」開

所 近自然工法による河川施工完成

高原ふれあいの家天狗荘リニュー

アルオープン 村営住宅「土佐派の家」

建築 雨天ゲートボール場、保健福祉センター等建設

農生産直販 北海道訓子府町と姉妹まち

締結 四万十源流方式し尿処理施設

建設 東津野中学校体育館、葉山中

学校建設等

あなたの思いをカタチにします。

- お手帳に記入できる スーパー定期
お祝い金に使える 5年変動定期
お祝い金に使える ビッグ 2年・5年
お祝い金に使える グローバルセレクション
お祝い金に使える ファーストクラス
お祝い金に使える 自由返済 リレープランフレックス

SUMITOMO TRUST 住友信託銀行

資料のご請求は各支店電話ダイヤル・テレホンバンクサービスまでどうぞ。
※0120-857117 オペレーターがご案内いたします。
【受付時間】月～金曜日 9時～21時 土曜日 9時～17時
(ただし、各店および支店・支店・支店・支店・支店)

ひとまず預けて、いつでも納得運用



- お申込みは100万円以上1円単位。
お引出しや本商品からの預替えは、1円単位で原則いつでも可能。
当社による元本補てん、利益の補足はありません。
お申込みの際は別途ご用意する商品説明書をご覧ください。

みずほ信託銀行

0120-081506

受付時間/午前9時～午後5時 土・日・祝日・銀行休業日を除きます。

## 随 想

## 随 想

## 町政の原点



愛媛県町村会長  
愛媛県松前町長  
白石 勝也

愛媛県松前町は、県都松山市に隣接する二十平方キロほどの町です。山がなく、松山空港から車で十分余り、町内をJRと私鉄の郊外電車が走り、交通の利便性と住環境に恵まれ、人口は三万一千人を超え今も増え続けています。役場庁舎から東には田園地帯が広がり、米、麦、レタス、ネギなど農産物の栽培が盛んな一方、西は瀬戸内海に面し、昔から小魚を加工した珍味の生産は日本一です。また、世界に誇る東レ愛媛工場があり、航空機に欠かせない炭素繊維を主に生産しています。今の松前町は、昭和二十九年に隣の二つの村と合併して誕生し、昨年五十周年を迎えました。今回の平成の大合併では、合併相手との協議が途中で壊れ、単独で生き残ることに

なり、新しい町づくりの一步を踏

み出したところです。

私はこの町に生まれ、高校卒業後はふるさとを出て、広島、大阪で浪人生活のあと、学生時代は横浜で過ごしました。そして、NHKの記者として、横浜、東京社会部、山形、松山、静岡、高知と転勤し、最後は松山放送局で定年を迎えました。記者時代は、政治、経済のほか、事件、事故、災害などのニュースを取材しました。そして、平成十一年、私がジャーナリストとして培った知識や経験のすべてをかけて、ふるさとの町長選挙に挑戦して、当選させていただきました。今二期目を折り返したところです。町長の仕事は、取材を通して理解しているつもりですが、就任してみても、はたから見るとは大変な違いでした。ただ、記者時代の正義、公平、

誠実といった行動指針は、今も私の政治信条です。

山形時代、出羽三山の二つ月山に登りました。それは、障害者の方がボランティアの人たちの応援で車いすで登山するのと同じ取材したときです。岩石のゴロゴロする山道を、みんなで車いすを抱えて登り、見事に山頂に立ったときの障害者の方の汗と笑顔は、今も忘れることはできず、「支え合って生きる」という私の福祉行政の原点になっています。

松山時代、時の県知事が特定のマスコミに対して、県政に関わる全ての取材を拒否するという「事件」がありました。これは、「新聞社が時の県政を「ゆすり、たかり」の政治だと報じたことへの知事のいわば報復措置でしたが、権力を持つ側とそれを批判するマスコミの報道姿勢とに様々な問題を投げかけ、私にとっても大きな教訓となりました。

静岡時代には、浜松市内の住民が安全で安心できる生活を守るために命がけで暴力団を地域から追い出す運動を取材し、その経験が今、子どもたちを危険から守るための住民総ぐるみ運動の推進につながっています。

また、東海地震に備える静岡県

活動、県あげての防災訓練などの取材体験は今の防災町づくりの中に生かしています。

高知時代、当時NHK社会部の記者だった今の高知県知事が、記者を辞めて知事選挙に立候補し圧勝したときの選挙戦の取材指揮をしました。このとき、これからの選挙は、名ばかりの組織より有権者の心や気持ちをつかむことが大事であることを実感しました。そして、そのことはその後全国各地の様々な選挙で新人が現職を破るという形で実証され、定年後の私の人生の選択に少なからぬ影響を与えました。

このように、ジャーナリストとして積み重ねてきた様々な経験、そこから広がった大勢の人々とのつながりが私の原動力となり、同時に、私が今実践している「見える、分かる、クリーン」な町政の原点になっています。

二十一世紀に入って、やがて発生するであろう大規模地震への備え、ごみ問題に代表される大量消費や環境破壊への取り組み等々、地方自治体にとっては待ったなしの課題が山積しています。私は生まれ育ったふるさとの町の未来をより豊かでより住みやすい「ライフタウン」にしようと変わらぬ信念で邁進したいと思っています。

## 政策リーダー

## 政策リーダー

消防団と事業所の協力体制  
に関する報告書まとまる

総務省消防庁の「消防団と事業所の協力体制に関する調査検討会」(座長・大森彌東大名誉教授)は、4月7日、消防団と企業などとの連携強化を求める提言をまとめた。

同報告書によると、17年4月1日現在、全国消防団員数は90万8、043人で、サラリーマンなど被雇用者消防団員の割合が約70%となっている。そのため、消防団員の確保や地域防災力の充実強化に向け、会社員ら被雇用者の団員が消防団活動に取り組みやすくする環境整備を求めている。

具体的には、雇用事業所からの理解を得て、消防団活動が行える環境整備をするため、消防団等から事業所にアプローチし、まずは、相互で話し合い協力していくことが必要である。その上で、事業主と消防団で予め消防団活動について、必要な事項について覚書等を締結するなど団員の活動環境を整備すること。大規模災害発生時等において、事業所が有する重機等の防災資機材の提供と併せて、従業員が機能別団員(特定の災害・活動にのみに参加する消防団員)となり、事業所が社会責任及び社会貢献の一つと捉え、地域防災活動に協力してもらえ、関係を構築すること。事業所や大学機関等の専門機関の研究者、学識経験者等を専門的な助言を行う「危機管理アドバイザー消防団員」として活用すること。消防団活動に協力する事業所について、市町村や消防本部が審査会を設置し、その協力内容を審査して適切であれば「消防団協力事業所」として認定することを提言している。

「第3次環境基本計画」  
まとまる 環境省

政府は、中央環境審議会の答申を踏まえ、新たに「第3次環境基本計画」環境から拓く「新たなゆたかさへの道」を閣議決定した。

環境基本計画は、環境基本に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全に関する基本的な計画を政府が定めるもので、5年を目途に見直すこととされている。平成12年に策定されて以来の2度目の見直しとなった。

今回の基本計画は「環境」「経済」「社会」の3要素が統合的に向上していく仕組みの構築を目指しており、今後の環境政策の展開の方向として、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上、環境保全の観点からの持続可能な国土・自然の形成、技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組、国・地方公共団体・国民の新たな役割と参画・協働の推進等を挙げている。

また、具体的には、環境効率性を高めることで、経済の規模や活動が大きくなっても環境に負荷をかけないようにつとめることや環境性能の優れた技術や製品の創出を通じて経済の活性化を実現することや環境への問題に対する取組によって社会の地域コミュニティを連動させるなどが基本計画に提示されている。

今回の計画は、当面具体的に取組むべき施策を10の分野で重点分野政策プログラムとして定め、その中で2050年を展望した超長期ビジョンの策定などを示していることや、今後計画の進捗状況を毎年適切に評価するため、具体的な数値で目標や指標を示す設定をしていることなどが特徴となっている。

食育推進基本計画を決定  
食育推進会議

政府は、このほど食育推進会議(会長・小泉首相)を開催し、食生活の改善と健康増進を目的とした食育推進基本計画を決定した。

基本計画は、平成17年7月に施行された食育基本法に基づくもので、平成22年度までの5年間の食育の推進に関する施策の基本方針や目標などを掲げている。

施策の基本方針では、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成を目指した施策をはじめ、食に対する感謝の念や理解の醸成、国民運動としての食育推進運動の展開、食に関する体験活動の実践、農山漁村の活性化や食料自給率の向上等に資する施策を講じるとしている。

また、食育の推進の目標については、食育に関心を持つている国民の割合を90%以上に、朝食を食べない小学生をゼロ、若年男性を15%以下にする、学校給食における地場産物の使用割合を30%以上に、食育推進ガイド等を参考に食生活を送っている国民の割合を60%以上に、内臓脂肪症候群の認知率を80%以上に、食育の推進に関わるボランティアの数を20%以上増加する、推進計画を作成・実施している市町村割合を50%以上に、など定量的な目標を掲げている。